

広島県告示第九百二十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

令和八年九月三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備考
医療法人社団おると会 浜脇整形外科病院	広島市中区大手町四丁目六番六号	令和一一年九月二日	更新
医療法人社団加川整形外科病院	広島市西区古江西町二番一〇号	令和一一年九月二日	更新
真田病院	広島市南区皆実町三丁目一三番二一号	令和一一年九月二日	更新
長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南四丁目一七番三〇号	令和一一年九月二日	更新
谷川脳神経外科	広島市安佐南区相田一丁目三番一六号	令和一一年九月二日	更新
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目一五番二七号	令和一一年九月二日	更新
済生会広島病院	安芸郡坂町北新地二丁目三番一〇号	令和一一年九月二日	更新
本永病院	東広島市西条岡町八番一三号	令和一一年九月二日	更新
福山城西病院	福山市西町二丁目一一番三六号	令和一一年九月二日	更新
医療法人社団永光会 水永リハビリテーション病院	福山市南蔵王町四丁目一六番一六号	令和一一年九月二日	更新
山本整形外科クリニック	広島市南区青崎二丁目四番二〇号	令和一一年九月二日	新規
医療法人社団聖愛会 ぎおん牛田病院	広島市安佐南区西原八丁目二九番二四号	令和一一年九月二日	新規